入 札 説 明 書

愛 媛 県

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する 議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済 上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束、愛媛県会計規則(昭和45年愛 媛県規則第18号。以下「会計規則」という。)、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 定める規則(平成7年愛媛県規則第69号。以下「特例規則」という。)、及び本件調達に係る入札 公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加資格者」という。) が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格 を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

なお、入札資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を 11に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 3(6)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できるものであること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、別添契約書(案)、会計規則及び契約に関して 知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様 書等について疑義がある場合は、別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入 札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、 日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書の受領期間 別記2(2)のとおり。
- (4) 入札書の提出場所 別記2(1)のとおり。
- (5) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) <u>入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために</u> 必要とする関係書類を令和5年10月30日(月)正午までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札 を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを 廃止することがある。
- (8) 入札金額は、本件購入物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定

に当たっては、入札書に記載し、又は入力された金額に当該金額の10パーセントに相当する額 <u>を加算した金額(入札者が見積もる契約金額</u>)をもって落札価格とするので、入札参加資格者 又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、見積もった金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入力すること。

- (9) 入札参加資格者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分 払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書(案)等に基づき十分考慮して入札金額を見積 もるものとする。
- (10)本件調達では、購入物品を特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定しているので、入札参加資格者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加資格者又はその代理人から提出された資料等に基づき、指定する期日までに、同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (11)競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出し資格審査中の者が、開札 時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書 を提出した場合において、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有する と認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。
- (12) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の(3)のとおり。
- (13)入札参加資格者は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14)入札会場には、入札参加資格者又はその代理人、入札執行事務に関係のある職員及び(13)の立会職員以外の者は、入室することができない。
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (16)入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、 入札会場を退場することはできない。
- (17)入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (18)入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (19) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (20) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書を徴する。

<紙入札方式の場合の注意点>

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 本件購入物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以 下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示 並びに当該代理人の氏名及び押印

なお、入札書への押印省略を希望した場合、当入札に係る責任者及び入札参加者又はその

代理人の職名、氏名及び連絡先を入札書余白部分に記載し、かつ、社員証等により入札参加者又はその代理人本人であることが確認(代理人の場合は委任状も確認。)できた場合のみ、ウ及びエに掲げる押印の省略を認めるものとする。

- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び押印する場合の印影を、明瞭で、かつ、 消滅しないもので記載すること。
- (4) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。 (委任状は押印省略不可。)
- (5) 入札書は、封入、割印の上、提出すること。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に 押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。また、押印を省略 した場合の訂正は認めないことから、新たに入札書を作成すること。

4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属し、取扱いについては、会計規則の規定による。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 本件購入物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書(押印省略が認められた場合のみ押印のない入札書でも有効。入札参加者本人の氏名のない入札書は無効。)
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。また、押印省略が認められた場合のみ押印のない入札書でも有効。代理人の氏名のない入札書は無効。)
- (5) 本件購入物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が<u>入札者が見積もる契約金額</u>の100分の5に達しない場合の当該 入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11)数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (12)その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格でもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこ

ととなった場合は、入札書提出時に入札執行職員より通知されるくじ番号によりくじを実施 し、落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書(案)及び添付書類のとおり。ただし、契約書(案)中、契約金額、契約保証金、 契約の相手方、契約物品の内訳等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた購入物品等に係る技術 仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担 において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、知事が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明しなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 941-2111 (代表) (089) 912-2156 (直通)

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件調達の仕様に関しての照会先は、別記3のとおり。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

伸縮式屋根付き通路の購入

(2) 調達物品名及び数量

伸縮式屋根付き通路 一式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

別添仕様書による。

(4) 納入期限

令和6年3月22日(金)

(5) 納入場所

松山港(外港地区) 外港第1 ふ頭2 号岸壁及びその背後地(SOLAS 区域内)(愛媛県松山市 海岸通1451 地先)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出先等

(1) 入札書の提出先

愛媛県 十木部 河川港湾局 港湾海岸課 計画係

(2) 入札書の受領期間

令和5年10月31日(火)午前9時から11月1日(水)午前9時59分まで

(3) 開札の日時及び場所

日時:令和5年11月1日(水)午前10時

場所:愛媛県庁 第一別館4階 土木部会議室

3 契約担当者および仕様書等にかかる照会先

(1) 担当者 瀬野 将一

(2) 部局の名称 愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課 計画係

(3) 所在地 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(4) 電話 089-912-2692

4 入札書のほかに提出する書類等

(1) 入札参加資格確認のため事前に提出する書類

①入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所

3に掲げる場所へ、持参または郵便により提出すること

(3) 受領期限

公告日から令和5年10月30日(月)正午まで

(4) 入札参加の可否の通知

入札参加の可否について、入札日までに紙面にて通知する。

入札(契約)保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- 現金
- ・小切手(入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可)
- ※指定金融機関等は別紙のとおり
- (2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110/100の金額の100分の5以上が必要です。

(例) 入札書に 1,000,000 円と記入する場合

(1,000,000 円×110/100=1,100,000 円…<u>入札者が見積もる契約金額</u> 1,100,000 円×5/100=55,000 円…入札保証金額

- (3) 納付期限及び方法
 - ①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印(代表者印は不要)
- ②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。
- ③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円 の収入印紙を貼付してください。
- ④落札された方には、契約保証金納付の際(契約保証金を免除するときは契約締結後)に 還付します。
- (4) 免除
- ①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。
- ②「入札(契約)保証金免除申請書」を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。
 - ・申請書の審査結果は、入札参加資格確認通知書で通知します。

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	観音寺信用金庫

⁽注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。